

資料9

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和○年○月○日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の対象農薬

テブチウロン、ナプロパミド、MCPA イソプロピルアミン塩、MCPA エチル及び MCPA ナトリウム塩

（2）意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見募集期間

令和5年11月7日（火）～ 令和5年12月6日（水）

（4）意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

（5）意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

（1）御意見提出者数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 2通
- ・郵送 0通

（2）御意見の延べ総数 1件

（3）提出された御意見と御意見に対する考え方 別紙のとおり

（別紙）

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	資料で言及されている国だけではなくすべての外国の事例を集めて一番厳しい基準に合わせてください。また、規制を設けた国が新たに現れた際にはそれも含めて最も厳しい基準にしてください。	農薬の登録にあたっては、ヒトや環境等への影響について、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された農薬のみ、農林水産大臣が登録を認めることとされています。 水質汚濁に係る農薬登録基準は、水の利用が原因となってヒトに被害が生じないように、食品安全委員会で設定された一日摂取許容量（ADI）を基に、飲み水に由来する農薬のばく露により生涯にわたってヒトの健康に影響が及ばない値として設定されています。 <u>これまでも国際調和の観点や最新の科学的知見に基づき評価方法の見直しを行ってきたところですが、今後も国際的な動向も踏まえ、評価の充実に努めて参ります。</u>